

団体信用生命保険 被保険者のしおり

ご加入にあたって～【意向確認】(ご加入前のご確認)～

(チェック欄)

この「被保険者のしおり」は、ローンご利用にあたり、保険契約にお申込みいただく方がご加入する際に知っておく必要のある保険契約の内容(「契約概要」)およびお申込みにあたり特にご注意いただきたい重要な事項(「注意喚起情報」)を記載しています。保険契約にご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。保障内容等の詳細でご不明な点につきましては、「注意喚起情報」(7. 照会・相談窓口)に記載のご照会先までお問合せください。

ご家族の方々にもこの保険の内容についてあらかじめご説明いただき、この「被保険者のしおり」および「契約申込書兼告知書兼同意書」(被保険者様控)は、ローン手続時の書類とあわせて大切に保管ください。

保険契約(特約を含みます)のご加入をお断りした場合、あるいはご利用予定のローンが成立しなかった場合は、保険契約(特約のみご加入をお断りした場合はその特約)の被保険者とはなりませんのであらかじめご了承ください。

■ご意向の確認のために必ずお読みください

お申込みにあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて、保障内容等がご意向に合致した内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

ご確認いただいたうえで、「契約申込書兼告知書兼同意書」の確認チェック欄と同意チェック欄にチェックください。

※記載内容をご確認いただき、にチェックをお願いいたします。

目次

契約概要

- 1. 商品のしくみ (P2)
- 2. 保険金が支払われる場合 (P4)
- 3. 引受保険会社 (P10)

注意喚起情報

- 1. 「告知」についての重要事項 (P11)
- 2. 責任開始日について (P12)
- 3. 保険金が支払われない場合 (P12)
- 4. 保険金請求時のご注意 (P15)
- 5. お申込みの撤回等に関する事項 (P15)
- 6. 生命保険契約者保護機構 (P15)
- 7. 照会・相談窓口 (P16)
- 8. 保険金の支払いに関するお手続き等の留意事項 (P16)

その他

- 個人情報取り扱いについて (P18)
- 「契約申込書兼告知書兼同意書」のご提出にあたって (P19)

－ 裏面以降も必ずお読みください －

契 約 概 要

1. 商品のしくみ

(1) 保険商品の名称

「団体信用生命保険」

(2) 保険商品の特徴

- ・この団体信用生命保険契約は、銀行、信用金庫等の金融機関を保険契約者、金融機関からローンをお借入れになるお客さまを被保険者とし、被保険者が債務返済期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための団体保険です。
- ・保険料は金融機関が負担します。

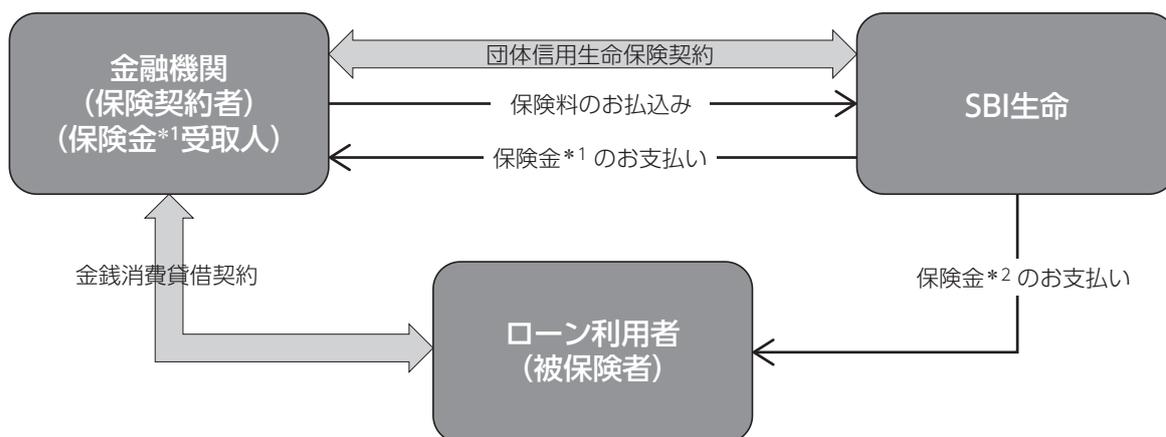
(3) 保障プランと付加する特約

| 保障プラン | 主契約 | 付加する特約 | | |
|----------|----------|-----------------------|-----------------------------|----------------------|
| | | 団体信用生命保険 リビングニーズ特約 | 団体信用生命保険 重度がん保険金 前払特約 | 団体信用生命保険 就業不能保障特約 |
| 一般団信 | 団体信用生命保険 | ○ | ○ | — |
| 全疾病保障付団信 | | ○ | ○ | ○ |

(4) 付加する特約の特徴

- ①団体信用生命保険リビングニーズ特約（以下、「リビングニーズ特約」といいます）
債務返済期間中に被保険者が余命6カ月以内と判断されたときに支払われる特約保険金を、その時点の債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための特約です。
リビングニーズ特約の特約保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。
- ②団体信用生命保険重度がん保険金前払特約（以下、「重度がん保険金前払特約」といいます）
債務返済期間中に被保険者が悪性新生物に罹患し、標準的な治療をすべて受けても効果がなかったなどと判断されたときに支払われる特約保険金を、その時点の債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための特約です。
重度がん保険金前払特約の特約保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。
- ③団体信用生命保険就業不能保障特約（以下、「就業不能保障特約」といいます） **全疾病保障付団信のみ**
債務返済期間中に被保険者が
 - ・傷害または疾病により就業不能となり、ローンの返済日が到来した場合に支払われる就業不能保険金
 - ・傷害または疾病により就業不能となり、その状態が所定の免責期間を超えて継続した場合に支払われる債務繰上返済支援保険金
 を、お支払いすることで被保険者の生計の安定を図るための特約です。
債務繰上返済支援保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。

(5) 「団体信用生命保険」 契約関係のイメージ

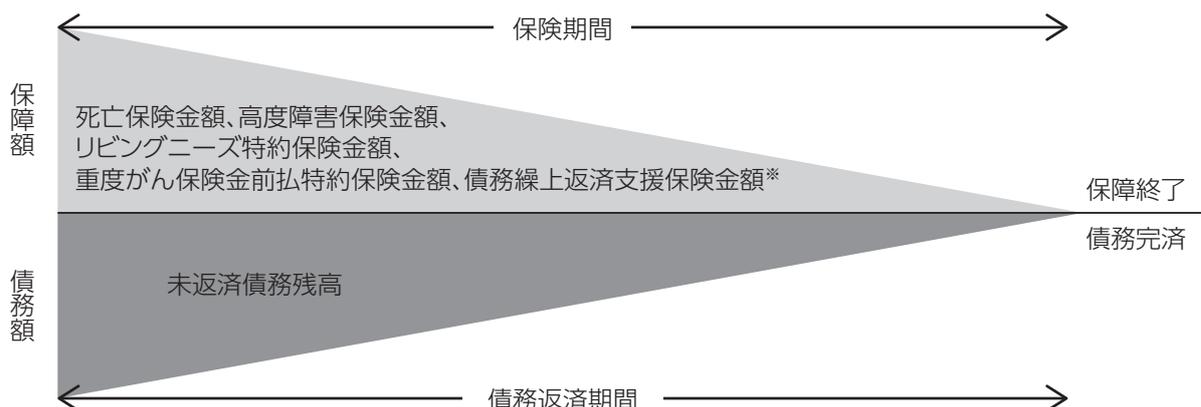


* 1 死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金、重度がん保険金前払特約保険金、債務繰上返済支援保険金*

* 2 就業不能保険金*

※全疾病保障付団信のみ

(6) 「団体信用生命保険」 のしくみ図



・死亡保険金額、高度障害保険金額、リビングニーズ特約保険金額、重度がん保険金前払特約保険金額、債務繰上返済支援保険金額*は借入金額(債務残高)に応じて決定し、返済後の債務残高に応じて逡減します。

・就業不能保険金額*はローン返済額です。

※全疾病保障付団信のみ

(7) 保険期間

・債務返済期間と同一期間です。ただし、以下のいずれかに該当した場合、主契約および付加されている特約は消滅します。

①ローンの終了(債務の完済、期限の利益の喪失により直ちに債務の全額返済を求められたとき、ローンの無効・取消または解除のとき等)

②所定の年齢になったとき

③死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金、重度がん保険金前払特約保険金または債務繰上返済支援保険金*が支払われた場合

※全疾病保障付団信のみ

(8) 返戻金

・この保険契約には脱退や解約による返戻金はありません。

2. 保険金が支払われる場合

(1) 団体信用生命保険、リビングニーズ特約、重度がん保険金前払特約

| 名称 | 保険金をお支払いする場合（支払事由） | お支払い金額 | お受取人 |
|----------------|--|----------------------------------|------|
| 死亡保険金 | ○被保険者が保険期間中に死亡したとき | 保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額 | 金融機関 |
| 高度障害保険金 | ○被保険者が責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき* ¹ | | |
| リビングニーズ特約保険金 | ○被保険者が保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6カ月以内と判断されたとき | | |
| 重度がん保険金前払特約保険金 | ○被保険者が保険期間中にがんと診断確定され、標準的な治療の指針にもとづく治療をすべて受けたが効果がなかったなどと保険会社により判断されたとき* ² | | |

* 1 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害（視力障害）
(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となりその回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

* 2 重度がん保険金前払特約保険金の支払対象となる場合

5～6 ページに定める悪性新生物（以下、「がん」といいます）に罹患したと医師または歯科医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります）され、次のいずれかに該当すると判断される場合

- ①そのがんに対する治療をすべて受けたが、効果がなかった
- ②被保険者の身体的状態では、そのがんに対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない
- ③そのがんに対して、効果が期待できる治療がない（がんの増殖速度が遅い等の理由により、治療が行われない場合は該当しません）

備考

1. 治療

「治療」とは、「公的医療保険制度」において保険給付の対象となる、次の(1)または(2)の治療をいいます。ただし、対症療法を除きます。

- (1)科学的根拠等に基づいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針（「診療ガイドライン」等※）がある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針に基づく治療
- (2)(1)以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療

なお、「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度のことをいいます。

- ア. 健康保険法
- イ. 国民健康保険法
- ウ. 国家公務員共済組合法
- エ. 地方公務員等共済組合法
- オ. 私立学校教職員共済法
- カ. 船員保険法
- キ. 高齢者の医療の確保に関する法律

2. 効果

「効果」とは、腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含みます。

※がんの種類、進行状況等に応じた標準的な治療を、がん治療の指針として、がんの専門学会等がまとめたものです。

対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物の定義

| 疾病名 | 疾病の定義 |
|-------|---|
| 悪性新生物 | 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学 (NCC 監修) 第3版 (2012年改正版)」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの /3 ……悪性、原発部位 /6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位 /9 ……悪性、原発部位または転移部位の別不詳 |

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

| 分類項目 | 基本分類コード |
|-----------------------|---------|
| 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍> | C00～C14 |
| 消化器の悪性新生物<腫瘍> | C15～C26 |
| 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> | C30～C39 |
| 骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> | C40～C41 |

| | |
|--|--|
| 皮膚の悪性黒色腫 | C43 |
| 中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍> | C45 ~ C49 |
| 乳房の悪性新生物<腫瘍> | C50 |
| 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> | C51 ~ C58 |
| 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍> | C60 ~ C63 |
| 腎尿路の悪性新生物<腫瘍> | C64 ~ C68 |
| 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> | C69 ~ C72 |
| 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> | C73 ~ C75 |
| 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍> | C76 ~ C80 |
| リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの | C81 ~ C96 |
| 独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍> | C97 |
| 真性赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍> (D47) のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群] | D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5 |

(2) 就業不能保障特約 全疾病保障付回信のみ

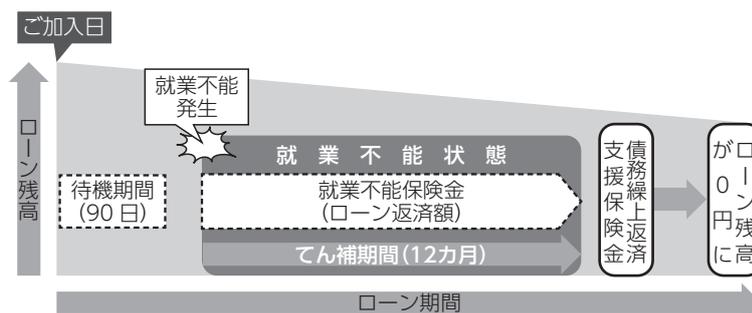
① 保険金等をお支払いする場合

【特定疾病および重度慢性疾患※に該当する場合】

| 名称 | 保険金をお支払いする場合(支払事由) | お支払い金額 | お受取人 |
|-------------|---|--|------|
| 就業不能保険金 | 被保険者が責任開始日以後の特定疾病または重度慢性疾患により、待機期間(90日間) 満了日の翌日以後に就業不能状態となり、その状態が継続し、てん補期間(12カ月) 中のローンの返済日が到来した場合 | 保険金支払対象月のローン契約の予定返済額(ボーナス返済月についてはその返済額と月々の返済額) | 被保険者 |
| 債務繰上返済支援保険金 | 被保険者が責任開始日以後の特定疾病または重度慢性疾患により、待機期間(90日間) 満了日の翌日以後に就業不能状態となり、12カ月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合 | 債務繰上返済支援保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額 | 金融機関 |

※「特定疾病および重度慢性疾患」とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中(特定疾病)及び、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎(重度慢性疾患)をいいます。なお、上皮内がん、大腸の粘膜内がん等は悪性新生物に含みません。対象となる「特定疾病および重度慢性疾患」は、8ページをご覧ください。

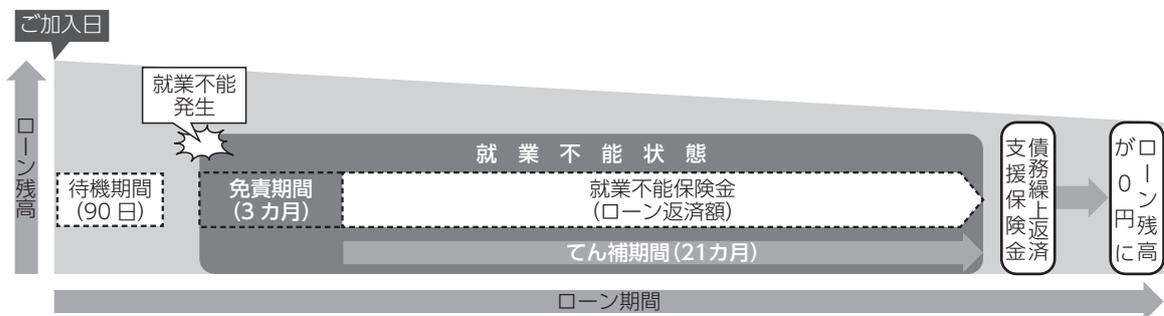
<しくみ図>



【特定疾病および重度慢性疾患以外の場合】

| 名称 | 保険金をお支払いする場合（支払事由） | お支払い金額 | お受取人 |
|-------------|--|--|------|
| 就業不能保険金 | 被保険者が責任開始日以後の疾病（特定疾病および重度慢性疾患を除く）または傷害により、待機期間（90日間）満了日の翌日以後に就業不能状態となり、その状態が3カ月をこえて継続し、てん補期間（21カ月）中のローンの返済日が到来した場合 | 保険金支払対象月のローン契約の予定返済額（ボーナス返済月についてはその返済額と月々の返済額） | 被保険者 |
| 債務繰上返済支援保険金 | 被保険者が責任開始日以後の疾病（特定疾病および重度慢性疾患を除く）または傷害により、待機期間（90日間）満了日の翌日以後に就業不能状態となり、24カ月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合 | 債務繰上返済支援保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額 | 金融機関 |

<しくみ図>



| | |
|--------------------|---|
| <p>就業不能（状態）とは？</p> | <p>被保険者が傷害または疾病により、次のいずれかの事由に該当することをいいます。</p> <p>①その傷害または疾病の治療のため、入院していること</p> <p>②その傷害または疾病の治療のため、医師の指示により自宅等において療養していること</p> <p>なお、被保険者が傷害または疾病により死亡した後もしくは傷害または疾病が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能とはいいません。</p> <p>○自宅等における療養とは</p> <p>身体の障害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。ただし、軽労働（梱包、検品等の作業のことをいいます）または座業（事務等のことをいいます）ができる場合は、自宅等における療養には該当しません。</p> |
|--------------------|---|

特定疾病および重度慢性疾患

1. 対象となる疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

| 疾病の種類 | 分類項目 | 基本分類コード |
|---|--|---------|
| 悪性新生物 | □唇、□腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍> | C00～C14 |
| | 消化器の悪性新生物<腫瘍> | C15～C26 |
| | 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> | C30～C39 |
| | 骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> | C40～C41 |
| | 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> | C43～C44 |
| | 中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍> | C45～C49 |
| | 乳房の悪性新生物<腫瘍> | C50 |
| | 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> | C51～C58 |
| | 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍> | C60～C63 |
| | 腎尿路の悪性新生物<腫瘍> | C64～C68 |
| | 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> | C69～C72 |
| | 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> | C73～C75 |
| | 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍> | C76～C80 |
| | リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの | C81～C96 |
| | 独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍> | C97 |
| 真性赤血球増加症<多血症> | D45 | |
| 骨髄異形成症候群 | D46 | |
| リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち | | |
| ・慢性骨髄増殖性疾患 | D47.1 | |
| ・本態性（出血性）血小板血症 | D47.3 | |
| ・骨髄線維症 | D47.4 | |
| ・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕 | D47.5 | |
| 急性心筋梗塞 | 急性心筋梗塞 | I21 |
| 脳卒中 | くも膜下出血 | I60 |
| | 脳内出血 | I61 |
| | 脳梗塞 | I63 |
| 高血圧症 | 高血圧性疾患 | I10～I15 |
| 糖尿病 | 糖尿病 | E10～E14 |
| 慢性腎不全 | 慢性腎臓病 | N18 |
| 肝硬変 | アルコール性肝硬変 | K70.3 |
| | 原発性胆汁性肝硬変 | K74.3 |
| | 続発性胆汁性肝硬変 | K74.4 |
| | 胆汁性肝硬変、詳細不明 | K74.5 |
| | その他および詳細不明の肝硬変 | K74.6 |
| 慢性膵炎 | アルコール性慢性膵炎 | K86.0 |
| | その他の慢性膵炎 | K86.1 |

2. 上記1において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」がつぎのものをいいます。

| 新生物の性状を表す第5桁コード | |
|-----------------|--------------------|
| /3 | 悪性、原発部位 |
| /6 | 悪性、転移部位 悪性、続発部位 |
| /9 | 悪性、原発部位または転移部位の別不詳 |

②保険金等をお支払いする期間・回数

〈就業不能保険金〉

- ・就業不能保険金をお支払いする期間は、1回の就業不能状態につき以下に定めるてん補期間を限度とします。また、お支払いを通算して以下に定める支払限度期間をもって終了します。

| | てん補期間 | 支払限度期間 |
|----------------------------|-------|--------|
| 特定疾病または重度慢性疾患の場合 | 12 カ月 | 36 カ月 |
| 特定疾病および重度慢性疾患以外の疾病または傷害の場合 | 21 カ月 | |

〈債務繰上返済支援保険金〉

- ・債務繰上返済支援保険金は保障の開始日から終了までの期間を通じて、1回のみお支払いします。この場合、主契約および付加されている特約は消滅します。

③免責期間

〈就業不能保険金〉

- ・就業不能状態が開始した日から起算する以下に定める期間を免責期間とし、この期間は就業不能保険金をお支払いできません。

| | |
|----------------------------|------|
| 特定疾病または重度慢性疾患の場合 | なし |
| 特定疾病および重度慢性疾患以外の疾病または傷害の場合 | 3 カ月 |

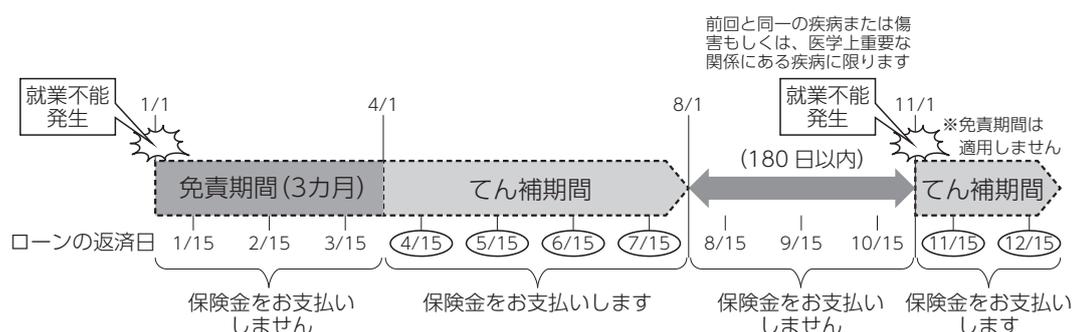
〈債務繰上返済支援保険金〉

- ・就業不能状態が開始した日から起算する以下に定める期間を免責期間とし、この期間を経過した日の翌日0時まで就業不能状態が継続した場合、債務繰上返済支援保険金をお支払いします。

| | |
|----------------------------|-------|
| 特定疾病または重度慢性疾患の場合 | 12 カ月 |
| 特定疾病および重度慢性疾患以外の疾病または傷害の場合 | 24 カ月 |

※保険金がお支払された就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一の傷害、または疾病もしくは医学上重要な関係（注）にある疾病により再び就業不能状態となったときは、前回と継続した同一の就業不能状態として取り扱い、後の就業不能状態については新たに免責期間を適用しません。また、前回保険金がお支払された就業不能状態が終了した日の翌日から再び就業不能状態となった日の前日までの期間は、てん補期間に含めないものとし、その期間にローンの返済日が到来した場合は、保険金はお支払いしません。

例) ローンの返済日が15日・特定疾病および重度慢性疾患以外の場合



(注) 「医学上重要な関係」とは、病名が違っていても、医学上特に関連があるとされる一連の疾患を指します。たとえば、

- ・高血圧症とそれに起因する心臓疾患、脳血管疾患あるいは腎臓疾患
 - ・糖尿病とそれに起因する腎症、網膜症あるいは白内障
 - ・動脈硬化とそれに起因する脳血管疾患
 - ・胆石症とそれに起因する胆のう炎、胆のうがんあるいは胆管炎
 - ・肝機能障害とそれに起因する慢性肝炎、肝硬変、肝がん
 - ・大腸ポリープとそれに起因する大腸がん
- 等をいいます。

④ローンの返済日が土日、祝日の場合のご注意

- ・この特約において、ローンの約定返済日が土日、祝日の場合は、実際に返済が行われる日を返済日とします。

3. 引受保険会社

SBI 生命保険株式会社

〒106-6016

東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

(ご照会窓口) 団体信用生命保険サポートデスク ☎0120-272-350

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 土日・祝日 10:00～17:00 (年末年始を除く)

*携帯電話・公衆電話からでもご利用いただけます。

注 意 喚 起 情 報

1. 「告知」についての重要事項

※記載内容をご確認いただき、□にチェックをお願いいたします。

「契約申込書兼告知書兼同意書」に記載いただく事項は重要ですので、正しくもれなくご記入ください。

(チェック欄)

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | <p>【告知義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人などが無条件に加入された場合、公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等について「告知書」（電磁的方法を含みます。以下同じ）で保険会社がたずねることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。 |
| <input type="checkbox"/> | <p>【告知受領権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社の職員（コールセンター担当者等）・金融機関の職員等は告知を受領する権限がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された書面等（電磁的方法を含みます）をご提出ください。 |
| <input type="checkbox"/> | <p>【傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社では、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご加入のお申込みをお断りすることもございますが、傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知してください。 |
| <input type="checkbox"/> | <p>【正しく告知されない場合のデメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、「告知義務違反」としてその被保険者の保険契約または特約を解除することがあり、保険金等をお支払いできない場合があります。 ・保険金等が支払われない場合、債務が返済できないことがありますので特にご注意ください。 |
| <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> ・「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。 |

借り換え融資をご利用の方は、以下もあわせてご確認ください。

借り換え前に加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はありません。

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな団体信用生命保険契約にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障開始日となります。このため、生命保険会社は借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしかねます。 |
| <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> ・新規融資に伴うご加入の場合と同様に告知義務があります。 |
| <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入のご承諾ができなかったり、その告知をされなかったために告知義務違反による解除や詐欺による取消しとなり保険金等のお支払いができない場合があります。 |

2. 責任開始日について

(1) 責任開始日

- ・保険会社が「契約申込書兼告知書兼同意書」によりご加入を承諾した場合、融資実行日（ただし、すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合には加入承諾日）から保険契約上の責任を負います。
- ・保険会社の職員（コールセンター担当者等）・金融機関の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

(2) リビングニーズ特約および重度がん保険金前払特約の責任開始日

- ・リビングニーズ特約および重度がん保険金前払特約の責任開始日は、被保険者の団体信用生命保険の責任開始日と同一とします。

(3) 就業不能保障特約の保障の開始日 **全疾病保障付団信のみ**

- ・就業不能保障特約の保障の開始日は、被保険者の団体信用生命保険の責任開始日から起算する待機期間（90日）満了日の翌日とします。融資実行日・加入承諾日からすぐに就業不能保障特約による保障が開始するわけではありませんので、ご注意ください。

3. 保険金が支払われない場合

つぎのような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 責任開始日前の傷害または疾病により所定の高度障害状態または就業不能状態^{*}になった場合（その傷害や疾病について告知していただいている場合でも同様です） ※全疾病保障付団信のみ
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合
- 保険契約者、被保険者または受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致した場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合
- 保険金等の免責事由に該当した場合

〈団体信用生命保険、リビングニーズ特約〉

| 名称 | 免責事由 |
|----------------------------------|---|
| 死亡保険金 高度障害保険金 リビングニーズ特約保険金 | ①被保険者が責任開始日から1年未満で自殺したとき ②被保険者が戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき ③保険契約者または保険金受取人の故意により、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になったとき ④保険契約者または保険金受取人の故意により、被保険者が余命6カ月以内と判断されたとき ⑤被保険者の故意により所定の高度障害状態になったとき ⑥被保険者の故意により余命6カ月以内と判断されたとき |

〈就業不能保障特約〉 **全疾病保障付団信のみ**

| 名称 | 免責事由 |
|------------------------|---|
| 就業不能保険金 債務繰上返済支援保険金 | 次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金の受取人に支払います。 ③被保険者の犯罪行為 |

- ④被保険者の精神障害※¹
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑧被保険者の薬物依存※²
- ⑨被保険者の妊娠、出産（妊娠にともなう合併症・異常分娩は、含みません）
- ⑩頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも医学的他覚所見のないもの（原因の如何を問いません）
- ⑪地震、噴火または津波
- ⑫戦争その他の変乱

※¹ 対象となる精神障害とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。ただし、薬物依存※²に該当するものを除きます。

| 分類項目 | 基本分類コード |
|----------------------------------|---------|
| アルツハイマー< Alzheimer >病の認知症 | F00 |
| 血管性認知症 | F01 |
| 他に分類されるその他の疾患の認知症 | F02 |
| 詳細不明の認知症 | F03 |
| 器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの | F04 |
| せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの | F05 |
| 脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害 | F06 |
| 脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害 | F07 |
| 詳細不明の器質性または症状性精神障害 | F09 |
| アルコール使用< 飲酒 >による精神および行動の障害 | F10 |
| アヘン類使用による精神および行動の障害 | F11 |
| 大麻類使用による精神および行動の障害 | F12 |
| 鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害 | F13 |
| コカイン使用による精神および行動の障害 | F14 |
| カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害 | F15 |
| 幻覚薬使用による精神および行動の障害 | F16 |
| タバコ使用< 喫煙 >による精神および行動の障害 | F17 |
| 揮発性溶剤使用による精神および行動の障害 | F18 |
| 多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害 | F19 |
| 統合失調症 | F20 |
| 統合失調症型障害 | F21 |
| 持続性妄想性障害 | F22 |
| 急性一過性精神病性障害 | F23 |
| 感応性妄想性障害 | F24 |
| 統合失調感情障害 | F25 |
| その他の非器質性精神病性障害 | F28 |
| 詳細不明の非器質性精神病 | F29 |
| 躁病エピソード | F30 |
| 双極性感情障害< 躁うつ病 > | F31 |
| うつ病エピソード | F32 |
| 反復性うつ病性障害 | F33 |
| 持続性気分〔感情〕障害 | F34 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| その他の気分〔感情〕障害 | F38 |
| 詳細不明の気分〔感情〕障害 | F39 |
| 解離性〔転換性〕障害 | F44 |
| 身体表現性障害 | F45 |
| 産じょく<褥>に関連した精神および行動の障害、他に分類されないもの | F53 |
| 広汎性発達障害 | F84 |
| 精神障害、詳細不明 | F99 |

※2 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

| 分類項目 | 細分類項目 | 基本分類 |
|----------------------------------|-------|--------|
| アヘン類使用による精神および行動の障害 | 依存症候群 | F 11.2 |
| 大麻類使用による精神および行動の障害 | 依存症候群 | F 12.2 |
| 鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害 | 依存症候群 | F 13.2 |
| コカイン使用による精神および行動の障害 | 依存症候群 | F 14.2 |
| カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害 | 依存症候群 | F 15.2 |
| 幻覚薬使用による精神および行動の障害 | 依存症候群 | F 16.2 |
| 揮発性溶剤使用による精神および行動の障害 | 依存症候群 | F 18.2 |
| 多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害 | 依存症候群 | F 19.2 |

保険金等のお支払いができない場合の代表的な事例

〈死亡保険金〉

□告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約が告知義務違反により解除となった場合
例) 責任開始日前に「肝硬変」で通院していることについて告知をせずに加入し、加入1年後に「肝硬変」を原因とする「肝がん」で死亡された場合（ただし、死亡の原因が「胃がん」であって、告知を行わなかった「肝硬変」による通院との間に因果関係がない場合はお支払いの対象となります）

〈高度障害保険金〉

□責任開始日前に生じた傷害、疾病を原因として高度障害状態になった場合

例) 傷害または疾病の発生日が6/1、責任開始日（融資実行日）が7/1の場合で、7/1以後に所定の高度障害状態に該当した場合

➡責任開始日前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当したということになり、本人が知っていたかどうかまたは告知をいただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金のお支払いはできません。（ただし、高度障害状態の原因とこの傷害または疾病に因果関係のない場合はお支払いの対象となります）

□高度障害状態に該当しない場合

例)

①片麻ひの場合

「脳こうそく」の後遺症として左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行についてはいずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合

②心臓ペースメーカーの埋め込みのみの場合

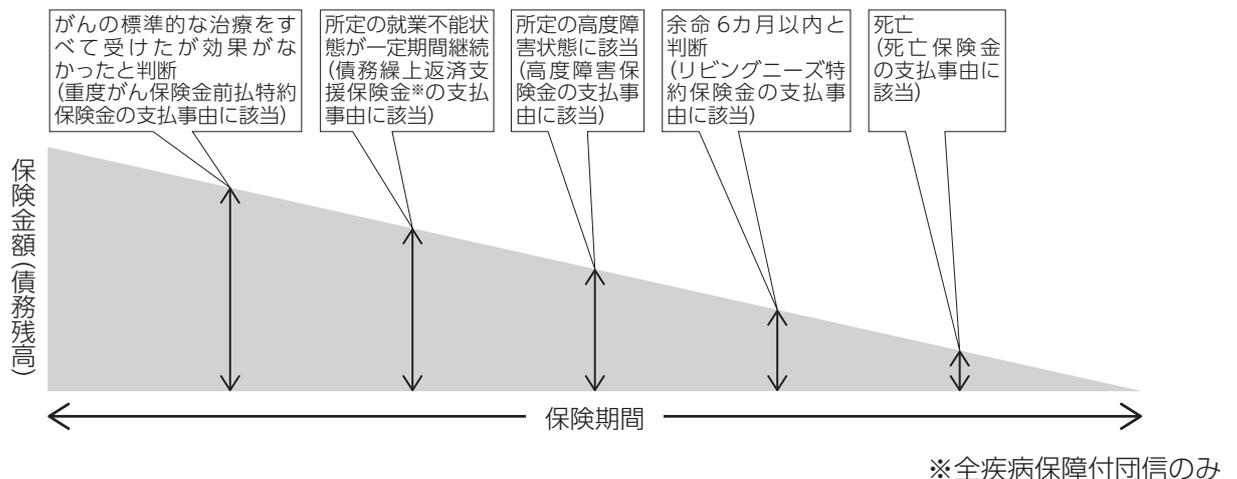
③腎臓病による人工透析のみの場合

④リハビリ等により当初の障害状態が改善される可能性があるなど、症状が固定しているとはいえない場合

➡身体障害認定基準における身体障害者障害程度等級1級の障害状態であってもこの保険契約における高度障害状態に該当しない場合があります。ご注意ください。

4. 保険金請求時のご注意

- ・ 保険金は、保険金受取人からの請求に基づいて支払われます。死亡保険金額、高度障害保険金額、リビングニーズ特約保険金額、重度がん保険金前払特約保険金額および債務繰上返済支援保険金額*は支払事由が当該の債務残高を基準に定まりますので、複数の保険金の支払事由に該当していた場合、該当時期が異なることにより保険金額が異なる場合があります。
- ・ 死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金、重度がん保険金前払特約保険金または債務繰上返済支援保険金*のうち、いずれかの保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。その後、他のいずれかの保険金のご請求があってもお支払いすることはできませんので、十分ご留意願います。
- ・ 例えば、下図のように複数の保険金の支払事由に該当した場合、それぞれの支払事由に該当した時の保険金額（債務残高）は異なります。保険金のご請求時には、ご請求いただく保険金の支払事由に該当する前に、他の保険金の支払事由に該当していなかったかどうか、十分にご確認ください。



5. お申込みの撤回等に関する事項

- ・ この商品は金融機関等が保険契約者となる団体保険契約のため、お申込みの撤回または保険契約の解除（クーリングオフ）の適用対象とはなりません。

6. 生命保険契約者保護機構

- ・ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- ・ 保険会社が経営破綻に陥った場合、保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- ・ SBI生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構の会員であり、経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. 照会・相談窓口

■ 「契約申込書兼告知書兼同意書」 記入方法、保障内容についてご不明な点、ご請求などに関するご照会

SBI生命保険株式会社 団体信用生命保険サポートデスク

☎0120-272-350

* 携帯電話・公衆電話からのご利用いただけます。

受付時間 月曜～金曜 9：00～18：00 土日・祝日 10：00～17：00

(年末年始を除く)

■ 生命保険協会における「生命保険相談所」について

- ・この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>）
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会が設けられ、契約者等の正当な利益の保護が図られています。

8. 保険金の支払いに関するお手続き等の留意事項

(1) 保険金等のご請求方法

- ・被保険者の方が保険金等の支払事由に該当されたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われるとき、ご不明な点が生じたときについても、すみやかに金融機関までご連絡をお願いします。保険の内容についてご家族の方々にもあらかじめご説明ください。ご連絡が遅れた場合、または、金融機関へのローン返済が遅延している場合には、一部利息等のお支払いがされないことがあります。
- ・金融機関から保険金等の支払事由発生報告を受けた場合、保険会社から金融機関に対してローン契約の内容を確認させていただきます。また、保険会社もしくは保険会社の委託した調査機関により支払事由報告内容の確認をさせていただく場合があります。確認させていただく内容は、保険金等のお支払いを迅速かつ確実に行うという目的以外には用いません。

(2) 代理請求人制度 **全疾病保障付団信のみ**

- ・保険金等の受取人である被保険者に保険金等を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金等のお支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を保険会社に申し出て、保険会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金等を請求することができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります）

②①に規定する方がいない場合または①に規定する方に保険金等を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③①および②に規定する方がいない場合または①および②に規定する方に保険金等を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

〈被保険者に保険金等を請求できない事情がある場合の具体例〉

・事故や病気等で寝たきり状態となり、被保険者が保険金等を請求する意思表示ができない場合

・病名が医師から被保険者に告知されず、ご家族のみが知っている場合

など

〈保険金等お支払い後の注意事項〉

・代理請求をされた方に保険金等をお支払いした場合には、その後被保険者からその保険金等についてご請求を受けても、重複してのお支払いはいたしません。

・保険金等をお支払いすることにより、ローンの返済が不要となり、債務の引き落としがされなくなること等の理由により、被保険者が病名に気づいてしまう場合があります。

(3) 保険金等の請求必要書類

・場合により、下記以外の書類をご提出いただくことや、下記の書類を省略させていただくこともあります。書類の取得に際しての費用は被保険者負担となります。

〈死亡したとき〉

- ①死亡保険金支払請求書（金融機関が提出します）
- ②被保険者についての医師の死亡診断書または死体検案書
- ③被保険者の除籍もしくは死亡の事実の記載がある住民票または被保険者の除籍の記載のある戸籍謄本もしくは戸籍抄本
- ④保険会社所定の事故状況報告書（交通事故の場合、交通事故証明書）

〈所定の高度障害状態になったとき〉

- ①高度障害保険金支払請求書（金融機関が提出します）
- ②保険会社所定の医師の診断書
- ③保険会社所定の事故状況報告書（交通事故の場合、交通事故証明書）

〈リビングニーズ特約保険金の支払事由に該当したとき〉

- ①特約保険金支払請求書（金融機関が提出します）
- ②保険会社所定の医師の診断書

〈重度がん保険金前払特約保険金の支払事由に該当したとき〉

- ①特約保険金支払請求書（金融機関が提出します）
- ②保険会社所定の医師または歯科医師の診断書

〈就業不能保険金・債務繰上返済支援保険金の支払事由に該当したとき〉

全疾病保障付団信のみ

- ①保険金等支払請求書（債務繰上返済支援保険金の場合は金融機関が提出します）
- ②保険会社所定の医師の診断書
- ③保険会社所定の入院もしくは通院した病院または診療所の入院もしくは通院証明書
- ④保険会社所定の事故状況報告書（交通事故の場合、交通事故証明書）
- ⑤保険会社所定の勤務先等による就業不能の期間に関する報告書
- ⑥保険会社所定の被保険者による就業不能の状態に関する申告書
- ⑦被保険者の保険契約の対象となる債務および返済を証する書類

(4) 保険金等のお支払い時期

・ご請求に必要な書類が保険会社に到着した日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険契約の締結時から保険金等の請求時までには保険会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、確認する事項と確認を終える時期を通知します。

(5) 時効

・保険金その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の取得について

「契約申込書兼告知書兼同意書」に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、借入金額・期間等の他、保健医療等の機微（センシティブ）情報を含みます。以下、「個人情報」といいます）は、当該書面に記載の保険契約者である金融機関等（以下、「保険契約者」といいます）が取得し、保険契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）に提供いたします。保険契約者から提出をお願いした医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の書類に記載の個人情報も同様です。なお、保険会社は、これら書類を作成した医療機関等に対して当該書面の記載内容に関して質問し、お客様の保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得する場合があります。

(2) 利用目的について

保険契約者は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのために利用します。また本保険契約の加入可否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。保険会社は、お客様の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用いたします。

- ①各種保険の引受・継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ②保険会社からの関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの開発・充実
- ④各種イベント、キャンペーンおよびセミナー等に関する案内
- ⑤市場調査、データ分析およびアンケート等の実施
- ⑥その他保険に関連・付随する業務

(3) 機微（センシティブ）情報の取得、利用について

保険会社は、保健医療情報などの機微（センシティブ）情報を業務上必要な範囲でのみ取得し、利用いたします。なお、病歴や健康診断の結果等に関する情報は、個人情報の保護に関する法律に定める要配慮個人情報として、関連法令や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に従って適切に取り扱います。

(4) 再保険引受会社への個人情報提供について

保険会社は、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます）を行うことがあり、再保険引受会社において当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金等支払いに利用するために、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および、健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険引受会社に提供することがあります。

(5) 保険会社から保険契約者への個人情報提供について

保険会社は、加入可否結果等、保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。

(6) 個人情報の継続利用について

今後、借入金額および借入期間等、お客様の個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

また、引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(7) 保険会社におけるお客様の個人情報の取り扱いの詳細について

保険会社におけるお客様の個人情報の利用、管理および取り扱いなどの詳細、ならびにグループ会社との共同利用の詳細については、当社ホームページ「個人情報保護方針（お客様の個人情報の取り扱いについて）」（<https://www.sbilife.co.jp/corporate/compliance/privacy.html>）にてご確認ください。

(8) 個人情報取扱事業者の住所、名称、代表者

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
SBI 生命保険株式会社
代表取締役社長 篠原 秀典

「契約申込書兼告知書兼同意書」のご提出にあたって

- (1) 「契約申込書兼告知書兼同意書」をご提出される前に、再度告知事項を見直し、現在および過去における告知事項にもれがないことを確認ください。告知事項にもれがある場合には、万一の場合に保険金等のお支払いができず債務の返済に充当できなくなることがありますので、十分にご注意ください。（詳細は、「注意喚起情報」をご覧ください）
- (2) 告知書の有効期間は、告知日から起算して12カ月となり、有効期間内にご融資が実行されなかった場合は、再度「契約申込書兼告知書兼同意書」をご記入のうえお申込みいただくこととなります。なお、その時点で再度加入査定が行なわれますので、この保険に加入できない場合もあります。
- (3) 告知いただいた内容に基づく加入諾否の結果については、この「契約申込書兼告知書兼同意書」をご提出いただいた後、取扱金融機関からご連絡いたします。
- (4) ご提出いただきました「契約申込書兼告知書兼同意書」や診断書等の書類につきましては、加入諾否にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。